

「『郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会』報告書（案）等に対する意見募集」
において提出された意見及びそれらに対する考え方

〔意見提出期間：令和4年6月16日（木）から同年7月15日（金）まで
意見提出数：18件（うち、法人3件、個人10件、匿名5件）〕

※意見提出数は、意見提出者数としています

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者一覧
1	個人1
2	匿名1
3	個人2
4	匿名2
5	個人3
6	個人4
7	個人5
8	個人6
9	匿名3
10	匿名4
11	個人7
12	日本電気株式会社
13	KDDI株式会社
14	ソフトバンク株式会社
15	個人8
16	個人9
17	匿名5
18	個人10

※提出された御意見等については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

●「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（案）及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号）の解説」改正案について

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
●弁護士会照会について			
1	<p><意見の概要></p> <p>(1) 本意見は、「『郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会』報告書（案）」（以下「報告書案」という。）の3（3）ウ（11～12頁）、及び「『郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説』の改正案」（以下「ガイドライン解説改正案」という。）の3-7-4に追加された「事例4」以下（101頁）に記載された、転居届に係る情報についての弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）の可否について述べるものである。</p> <p>(2) 今回公表された報告書案及びガイドライン解説改正案において、郵便事業者（日本郵便株式会社）が保有する転居届に係る情報を、弁護士会照会の方法で回答を得ることができたことについて賛成する。</p> <p>ただし、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る</u>」（下線は筆者）と限定した点については、現在の弁護士会照会の審査体制、及び判例でも示されている弁護士会照会制度の趣旨に照らせば、わざわざこれを明記させる必要はないというべきであり、弁護士会が所定の審査を行った上で照会書を発出したものであれば、原則としてDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連は窺われないことを前提として回答に応じるべきである。</p> <p>(3) なお、郵便事業者が転居届に係る情報についての弁護士会照会に対応する場合は、強制執行における金融機関に対する債務者名義の預貯金情報の照会の場合と同様、照会申出及び回答についての負担軽減及び迅速化のため、照会書の送付先や対応窓口を一本化し、さらに、日本弁護士連合会との協議等に基づいて照会事項に係る様式を定めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案11頁から12頁に記載のとおり、弁護士会による照会の場合、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。 ・報告書案24頁に記載のとおり、弁護士会等の関係団体へのデータ提供の具体的運用に当たって、標準的な照会様式の設定と具体的な照会手続きについて、フィージビリティを持って進められるよう、関係団体と日本郵政・日本郵便との協議の場を、今秋を目途に設定 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p><意見の理由></p> <p>(1) 転居届に係る情報についての弁護士会照会の現状（不当な回答拒否）</p> <p>現在、転居届に係る情報についての弁護士会照会に対しては、郵便事業者（日本郵便株式会社）は、日本国憲法 21 条の通信の秘密及び郵便法 8 条の守秘義務を理由として、回答を拒否しているのが実情である。</p> <p>郵便事業者の上記対応に対しては、債務名義を有する債権者から依頼を受けた受任弁護士が、債務者の所在を確認するため、債務者が提出した転居届の記載事項を郵便局へ照会した事案において、弁護士会照会を受けた照会先は公法上の回答義務を負うとし、郵便事業者に回答義務があることを認めた裁判例があり（東京高裁平成 22 年 9 月 29 日判決・判例タイムズ 1356 号 227 頁）、最高裁判所も、愛知県弁護士会が転居届に係る情報の照会に対する回答を拒否した郵便事業株式会社（当時）を被告として提起した訴訟において、「(弁護士会照会) を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべき」と判示している（最高裁平成 28 年 10 月 18 日判決・民集 70 卷 7 号 1725 頁）。</p> <p>すなわち、郵便事業者は、転居届に係る情報についての弁護士会照会を受けたときは、正当な理由がない限り回答する義務を負い、単に通信の秘密や郵便法 8 条の守秘義務といった抽象的な理由で回答を拒否することは、不当な回答拒否に該当することは明らかである。</p> <p>(2) 報告書案及びガイドライン解説改正案の内容</p> <p>今回公表された報告書案及びガイドライン解説改正案は、転居届に係る情報の弁護士会照会への回答は「通信の秘密に係る個人情報の第三者提供」に該当する（違法性阻却事由がない限り提供が許されないもの）という位置付けを維持しつつ、この例外として、対象者の同意がなくても回答が可能であるとするものである。</p> <p>これは、弁護士会照会を受けた照会先が照会に対して公法上の回答義務を負うことを明確にするものであり、前記裁判例等でも示された弁護士会照会の趣旨からすれば当然の結論と</p>	<p>致します。いただいた御意見をはじめとして、具体的な表示の方法については当該協議の場において引き続き議論していく予定です。</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>いうべきである。</p> <p>しかし、これまで頑なに回答を拒否してきた郵便事業者に対し、対応の転換を迫るものであることを明確にするという意味で、かかる例外を明記することについては賛成である。</p> <p>(3) DV・ストーカー・児童虐待に対する配慮について</p> <p>ただし、報告書案・11頁から12頁においては「DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して、回答すべきと考えられる。」との記述について、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>ア 総論</p> <p>弁護士会照会において、DV・ストーカー・児童虐待の加害者が、相手方となる被害者を探索する目的で、これを秘して弁護士へ事件を依頼し、弁護士会照会を用いて被害者の所在等に係る情報を取得するおそれがゼロではないこと、及び、弁護士会照会制度によって、DV等の被害者の情報が不当に流通してはならないことは、報告書に指摘されたとおりである。本意見は、その考え方自体に反対する趣旨ではないことを明記する。</p> <p>しかし、上記の要請は、転居届に係る情報についての弁護士会照会以外の他の弁護士会照会においても全く同様であり、各地の弁護士会も、照会制度によりDV被害者の情報が不当に流通する事態を招かないよう努力を重ねているところであって、報告書案が、上記のような問題が現実化するおそれがある、又は危険な状態を招くおそれがあるという認識のもとで記載されたのであれば、誤解があると考える。</p> <p>イ 現在の弁護士会の審査体制</p> <p>弁護士会照会は、全国各地の弁護士会に所属する申出弁護士が、所属する弁護士会に対し</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>照会申出を行い、審査を経て、弁護士会長名で照会先に対し回答を求めるものである。</p> <p>そして現在、ほとんどの弁護士会では、照会申出に対する審査を行うための専門部署（審査室・調査室等）を設置している。照会申出の審査においては、弁護士会照会の審査や運用に精通した弁護士が担当し、審査担当者間の情報共有を行うことで、適切かつ迅速な審査が行われており、不当照会を排除する仕組みは既に十分構築されている。</p> <p>また、日本弁護士連合会の弁護士会照会制度委員会でも、照会審査の充実と適正を図るために、全国の弁護士会の審査担当者を中心とする連絡協議会を定期的に開催し、情報共有を図っているところもある。</p> <p>ウ DV・ストーカー・児童虐待等への対応</p> <p>一般的に、「DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる照会」は、離婚、夫婦円満、面会交流、男女間紛争等の受任事件で生じる可能性が多いが、弁護士会照会の申出書には、受任事件の概要を明記し、申出の理由と必要性を簡潔かつ分かりやすく記載しなければならない。それらの記載により、DV やストーカー、児童虐待との関連が窺われる照会申出がなされた場合には、各地の弁護士会の照会審査において適切な審査を行って不当な照会申出が排除されている。</p> <p>例えば、大阪弁護士会が行った弁護士会照会において、関係者から、DV やストーカー、児童虐待が窺われる事案であったことを理由として、苦情等の申出があった事案は、記憶の限りでは存在しない。</p> <p>エ 現在の弁護士会照会が適切に運用されていること</p> <p>すなわち、現在の弁護士会照会制度の運用においては、申出審査の段階で、DV・ストーカー・児童虐待との関係が窺われる可能性があるかどうかを適切に判断し、不当な照会申出を排除する仕組みが十分に整備されているといえる。</p> <p>DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる照会申出を認めることが適切でないことは、転居届に係る情報についての弁護士会照会以外の照会でも同様であるが、過去の弁護士</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>会照会の事案で、具体的に発生したトラブル事例（トラブルが発生した時期や事案の概要、照会を行った弁護士会の名称、具体的な苦情の内容、これに対する弁護士会の対応等）が詳細に報告・検討されたわけでもない。</p> <p>よって、特に、転居届にかかる情報の照会申出に際して、わざわざ「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示」させる必要はないと考える。</p> <p>オ DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われることが考えにくい照会が多いこと</p> <p>相手方の所在が不明であることを理由として、転居届に係る情報についての弁護士会照会が必要となることが予想される事案は、①貸金業者・金融機関・サービス一等による貸金返還請求・保証債務履行請求、②交通事故に基づく損害賠償請求、③債務名義を有する債権者による各種強制執行、④遺産分割等の相続関係紛争など、多岐にわたる。</p> <p>これらの事件においては、類型的にみてDV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる可能性はほとんどなく、むしろ、権利行使のためには相手方の所在を把握する必要性が高いといえるが、転居届に係る情報についての弁護士会照会の大半が、上記のような、類型的にみてDV・ストーカー・児童虐待との関連が窺えない照会に該当すると考えられる。</p> <p>上記のように、類型的にみてDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われる余地がないと考えられる照会とそうでない照会を区別することなく、全てについて「DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われないことを確認した旨を表示」させる必要はないはずである。</p> <p>カ まとめ（郵便事業者は照会に対しては法的に回答義務を負うこと）</p> <p>以上のとおり、弁護士会照会において、DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる照会を防止すべきことは当然の要請であるが、それは転居届に係る情報についての弁護士会照会に限った問題ではなく、既に、全国各地の弁護士会の照会審査において不当な照会を防止するための努力が行われているところであって、わざわざ、転居届に係る情報についての弁護</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>士会照会においてのみ、「DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われないことを確認した旨を表示」する必要はない。</p> <p>一方、当該照会を受けた郵便事業者がDV・ストーカー・児童虐待との関連を窺わせる事情を把握している場合には、これを理由として回答を拒否できると解すべきであるが、このように、回答を拒否する「正当な理由」としてのDV・ストーカー・児童虐待との関連は、郵便事業者が主張すべき事項と解すべきである。</p> <p>転居届の記載事項に係る照会に対して、正当な理由がない限り公法上の回答義務を負うことは、最高裁判例等でも指摘されているところであって、報告書案及びガイドラインによる限定は、郵便事業者が回答を拒否する正当な理由がないことを弁護士会に証明させるという「悪魔の証明」を課すものに等しく、妥当でない。</p> <p>(4) 本人の同意等は不要であること</p> <p>ガイドライン解説改正案102頁の注（※3）は、「事例4」に関連して、「個人データの第三者への提供に際して、本人の同意は不要である。」と明示しているが、弁護士会照会の実効性確保のため、転居届の記載事項に係る照会において、本人の同意や本人への通知はすべきでない。よって、かかる旨を明記することに賛成する。</p> <p>(5) 照会申出を認める場合の郵便事業者の対応窓口について</p> <p>ア 対応窓口を一本化すべきであること</p> <p>転居届に係る情報についての弁護士会照会のニーズは多く、仮に、郵便事業者が弁護士会照会に対し回答するという運用が開始されれば、全国の弁護士会から郵便事業者に対し多数の照会が行われることが予想される。</p> <p>この場合、全国の郵便事業者の支店や郵便局に対して個別に照会書が送付されることになれば、照会申出に対し回答すべきか否かの判断にバラツキが生じてしまう可能性があり、また、郵便事業者の担当者の負担も大きいことから、妥当ではない。</p> <p>この点、債務名義を有する債権者が債務者名義の預貯金の有無や残高等を照会する場合に</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>おいて、主要な金融機関（三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行等）を中心として、照会申出の窓口を一本化し、照会書送付先を指定するという運用が定着しつつある。これは、照会申出に回答するか否かの判断にバラツキが生じないようにするとともに、弁護士会照会への対応を迅速化するという目的がある。</p> <p>仮に、転居届の記載事項に係る照会が認められるとすれば、金融機関の場合と同様に、郵便事業者に対する照会書送付先を全国共通の窓口へ一本化することが望ましい。</p> <p>イ 定型書式の作成</p> <p>また、上記の金融機関に対する債務者名義の預金の照会において、一部の金融機関では、所定の照会書式を作成し、当該書式を利用して照会を行うことで、回答事務の定型化・迅速化が図られているところである。よって、転居届に係る情報についての弁護士会照会においても、弁護士会による照会審査、及び郵便事業者による回答事務の迅速化・効率化の観点から、照会書の書式を定めることが妥当である。</p> <p>この点、①照会書の書式を定めるにあたっては、日本弁護士連合会と郵便事業者が協議し、全国の弁護士会へ周知すること、②協議によって定められた書式を利用した照会に対しては回答を拒否する正当な理由がない限り回答に応じる運用とすることが相当であると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン101頁の事例4弁護士会による転居届の照会について <p>検討会における審議の際には、1 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を探ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするために行う場合と、2 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、判決等の強制執行をするに際して相手方の</p>	<p>・本検討会では、「申し立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため」と「判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定する場合」とをあわせて議論しており、その両方について、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>住所を特定するために行う場合の2つの場面が明確に区別され、後者については、表示に関する要件が不要とされていた。</p> <p>今回のガイドラインの解説の改正案でもそのように読むことは可能であるが、あまりに一文が長文となりすぎているため、「訴え提起等の法的手続を探ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）」が、あたかも判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するための部分についても主語であるかのように見え、その場合にも表示に関する要件が必要とされるかのような誤解を与えかねない状態となっている。</p> <p>そのためかどうかは明らかでないが、検討会の報告書21頁の関連箇所の記載では、上記2つの場面に分かれていることが意識されていない表現になってしまっており、誤解を生じさせるおそれがある。</p> <p>そこで、上記1と2の2つの場合があり、要件が異なることを明らかにするために、「又は」以降の判決等の強制執行をするに際しての主語は「判決等の債務名義を有する者」であり、表示に関する要件が不要であることを明確にすべきである。</p> <p>具体的には、「又は」以降の部分について、「判決等の債務名義（を有する者が）強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため」と（ ）部分を修正するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。」と記述しております。報告書案11頁から12頁に記載のとおり、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えており、このような記載としています。</p>	
3	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>転居届に係る情報（以下「転居情報」という。）について、本人の同意なく弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「23条照会」という。）により回答を得ることができると明記することに賛成する。</p> <p>ただし、弁護士会が23条照会を発出する際に、DV・ストーカー・児童虐待（以下「DV等」という。）事案との関連性が窺われない法的手続で適当と判断した旨を表示する必要があることには反対である。</p>	<p>・報告書案11頁から12頁に記載のとおり、弁護士会による照会の場合、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>第2 意見の理由</p> <p>1 転居情報回答の明確化</p> <p>郵便事業者は、転居情報の23条照会に対して、個別具体的な利益衡量を行うことなく、抽象的に通信の秘密（憲法21条2項）及び守秘義務（郵便法8条2項）を理由に一律に回答を拒否している。</p> <p>しかし、正当な理由がない限り、23条照会に回答すべきであるとする最高裁平成28年10月18日判決及び郵便事業会社の郵便法上の守秘義務に弁護士法に基づく報告義務が優越し、転居情報の23条照会に対する回答拒絶には正当な理由がないとする東京高裁平成22年9月29日判決に照らし、不当な回答拒否にあたる。</p> <p>これに対し、対象者の同意なしに23条照会に回答可能であることを明確にしたことは、裁判例から当然の結論であり、郵便事業者に対応の転換を迫るものであって、賛成である。</p> <p>2 DV等に対する配慮</p> <p>DV等の加害者が23条照会を不當に利用して被害者の所在を探索する可能性を排除する必要があることに異論はない。</p> <p>しかし、弁護士会は、転居情報以外の照会についても、DV等の被害者に関する情報の不当な取得、流通の可能性の有無について照会の相当性の審査を行っていること、審査に精通する弁護士による専門部署又は弁護士である副会長が審査し、不当照会を排除する制度を構築していること、照会申出書の記載事項は一般的にDV等の疑いを認識するための端緒として十分であること、大阪弁護士会において、DV等の関係者から不當な照会である旨の苦情等は報告されていないこと、転居情報の照会の大部分は権利行使のための債務者の所在調査でDV等とは類型的に無関係であるにもかかわらず、全件についてDV等との関連性について弁護士会に特記させることは過剰な対応であること、郵便事業者自身も、照会書の記載から、回答を拒否すべき正当な事由の判断が可能であることから、転居情報についてのみ特段の取扱いを行う必要はない。</p>	<p>出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適當と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	【個人6】【匿名3】【匿名4】【個人8】		
4	<p>第1 意見</p> <p>1 報告書案の11頁「ウ」において弁護士法第23条の2の規定に基づく照会（以下「弁護士会照会」）についての言及があるところ、「ウ」冒頭の文章を次のように改めるべきである。</p> <p>「ウ 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、①訴え提起等の法的手続を探ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断したとして発出した照会</u>に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため、又は②判決等の債務名義を有する者が強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居先の情報を照会してきた場合であって、日本郵便が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供するとき</p> <p>2 同「ウ」の最後の「○ 一方、～」の文章を次のように改めるべきである。（具体的には「下線の部分」のように修正すべきである。）</p> <p>「○ 一方、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供された情報が照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があるところ、<u>弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断して発出した照会に対し、回答すべきと考えられる。</u>」</p> <p>3 各ガイドライン案の3-7-4の「事例4」は、次のように改めるべきである。（具体的には「下線の部分」のように修正すべきである。）</p>	<p>(意見1、2、3について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書案11頁から12頁に記載のとおり、弁護士会による照会の場合、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断した旨</u>を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。 本検討会では、「申し立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため」と「判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定する場合」とをあわせて議論しており、その両方について、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断した旨</u>を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>「事例 4) 弁護士会が、弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき、①訴え提起等の法的手続を採るうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断したとして発出した照会に係る者に限る。</u>）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため、又は②判決等の債務名義を有する者が強制執行をするに際して相手方の住所を特定するために、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居先の情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供するとき」</p> <p>4 各ガイドライン案の 3-1-5 の「(1) 法令に基づく場合」の「事例 2)」は、次のように改めるべきである。（具体的には「下線の部分」のように修正すべきである。）</p> <p>「事例 2) 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第 218 条）、その他、裁判所からの嘱託（民事訴訟法第 186 条、第 226 条）、命令（第 223 条）に対応する場合」</p> <p>第 2 理由</p> <p>1 転居届の記載内容についての弁護士会照会</p> <p>各地の弁護士会が所属弁護士からの申出を受け、郵便事業者に対し「相手方についての転居届の提出の有無、転居届記載の転居先情報」等につき報告を求める弁護士会照会をする場合としては、例えば、① 消費者詐欺事件等の被害者から依頼を受けた弁護士が、被害回復目的で損害賠償請求訴訟等を提起するために、被告となるべき加害者の住所を特定しようとしたが、依頼者が把握していた住所地には、現在、当該加害者が所在しておらず、転居届が存在する可能性がある場合、② 判決等の債務名義を有する債権者が、各種の強制執行手続を申し立てる際に、相手方の住所を特定する場合等が考えられる。</p> <p>通常、弁護士は、相手方についての住民票を確認する等して、これらの相手方の住所を</p>	<p>た旨を表示して発出した照会に係る者に限る。」と記述しております。</p> <p>なお、「場合」の表現は、郵便分野ガイドラインの解説の表現と平仄を取り、原案を維持します。 (意見 4について) 今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>特定するが、これらの事案の場合、相手方は自らの住所を明らかにしないことから、権利実現及び司法制度の適正な運営の維持を図るためにも、弁護士会は、これらの事案につき、郵便事業者から転居届記載内容等につき報告を受ける正当な利益（弁護士会照会の必要性と相当性）を類型的に有しているといえる。</p> <p>すなわち、これらの事案では、「自らの住所を明らかにしたくない」という相手方の利益と、「詐欺被害を回復したい」「債務名義を実現するために、強制執行手続を開始したい」という弁護士会照会申出弁護士の依頼者の利益とを比較衡量して、「後者が前者を上回ることは明らか」と類型的に判断できるといえる。</p> <p>また、そもそも弁護士会照会は、照会申出弁護士において「受任事件」「申出の理由」を明記した上で「照会事項」等を記載して照会申出を行い、各弁護士会において、これを審査し、「照会の必要性と相当性がある」と個別に判断したものにつき、照会先に弁護士会照会を発して、報告を求めている。</p> <p>その際には、<u>照会先に対しても「受任事件」「申出の理由」及び「照会事項」等を送付して開示しており、「弁護士会において、本件事案には照会の必要性と相当性があると判断していることにつき、照会先においても確認できるようにすること」としている。</u></p> <p>最高裁平成28年10月18日判決が「23条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等をすることを容易にするために設けられたものである。そして、<u>23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解される</u>」と判示していることは、以上のような弁護士会照会制度の趣旨及び構造を前提とするものである。</p> <p>その他にも、例えば鳥取地裁平成28年3月11日判決は、「<u>弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会のした、照会申出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許される</u>というべきであり、その照会が明白に不必要又は不合理であると認めるに足りる特段の事情が認められない限りは、これに対して報告す</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p><u>る公法上の義務を負い、その義務の履行としてした報告は違法なものとはいえず、不法行為が成立することはない。』と述べていることも、同様の理解に基づくものである。</u></p> <p>よって、今般の「報告書（案）」「ガイドライン（案）」においても、このような弁護士会照会制度の趣旨、構造等を十分にご理解いただいた上で、ご判断をいただきたい。</p> <p>2 「② 判決等の債務名義を有する者からの依頼に基づく弁護士会照会」について</p> <p>(1) 債務名義を有している債権者との関係で、郵便事業者が当該債務者に対して負っている守秘義務は解除されていること</p> <p>我が国の民事執行法第147条は、</p> <p>「1 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。</p> <p>2 第三債務者は、前項の規定による催告に対して、故意又は過失により、陳述をしなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任する。」</p> <p>と定めており、すなわち、債権者が債務者に対し確定判決等の債務名義（民事執行法第22条）を有している場合、強制執行として債権差押命令の申立て（同法第143条以下）が可能であるところ、手続上、例えば預貯金債権の債権差押命令を受けた金融機関は、当該差押えに係る債権の存否等を裁判所に陳述する義務を負うとされている。</p> <p>そのため、「<u>預貯金債権を差し押さえるための一般的な要件が備わっている場合であれば、（事前に財産開示手続において債務者自身に開示義務が課されていなくとも、）銀行等の守秘義務がいつでも解除され得る状態にあるといえることから、当該銀行等が債務者に対し守秘義務を負う実質的な理由が失われていると評価し得ると考えられます。』</u>と、令和元年改正民事執行法制に関する法務省の担当参事官らの書籍（内野宗揮編著「Q & A 令和元年改正民事執行法制」）に記載されています。</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>元年改正民事執行法制」〔きんざい〕135頁等)でも明記されている。</p> <p>以上からして、債権者が債務者に対し確定判決等の債務名義(民事執行法第22条)を有している場合であれば、「郵便事業者が当該債務者に対して負っている守秘義務」についても、当該債権者等との関係で、守秘義務を負う実質的な理由が失われているといえる。</p> <p>(2) 現在の記載内容の問題点</p> <p>ところが、現在の報告書案の11頁「ウ」や、各ガイドライン案の3-7-4の「事例4」の記載内容は、文章冒頭の「訴え提起等の法的手続を探ろうとする者」という用語を広く解釈すると、「② 強制執行のため」も含まれるように解釈することが可能であることから、原文の「(弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。)」との文言が、①だけではなく、②についても適用されるように解釈することが可能である。</p> <p>特に、同「ウ」の最後の「○ 一方、～」の文章は、①②の区別を全く意識しない文章であり、このままでは、今後、「② 強制執行申立てのために転居届記載内容につき報告を求める弁護士会照会」の場合であっても、この報告書の記載内容を根拠に、郵便事業者が「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨の表示が必要」等と、誤った主張をして、報告を拒絶することができる。</p> <p><u>したがって、冒頭の「意見1、2」で述べたとおり、「①②の事案が異なるものであり、異なる内容の判断が必要であることが判別できる内容に修正すること」を必ず実施していただきたい。</u></p> <p>そうでないと、これまでの会議の内容が反映されない、誤った解釈、運用が実行されてしまう危険性があるからである。</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>3 「① 訴え提起等の法的手続を採ろうとする者からの依頼に基づく弁護士会照会」について</p> <p>(1) 「弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示」までは求めるべきではないこと</p> <p>前述のとおり、弁護士会照会においては、弁護士会において照会の必要性と相当性を判断するのみならず、照会先に対しても「受任事件」「申出の理由」及び「照会事項」等を送付して開示しており、「弁護士会において、本件事案には照会の必要性と相当性があると判断していることにつき、照会先においても確認できるようにすること」としている。</p> <p>すなわち、当該事案が「DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であること」は、「受任事件」及び「申出の理由」を読めば、通常の日本語の読解能力がある者であれば、一目瞭然で判断可能である。</p> <p>そして、万が一、このような照会を受けた郵便事業者において、「DV・ストーカー・児童虐待の事案の可能性がある」と判断する場合は、この時点で、当該弁護士会に個別に問い合わせて、詳細につき追加説明等を求められることが考えられ、むしろ、これで十分というべきである。</p> <p>(2) 現在の記載内容の問題点</p> <p>これに対し、現在の報告書案の 11 頁「ウ」や、各ガイドライン案の 3-7-4 の「事例 4」の記載内容は、「訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（<u>弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。</u>）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため」</p> <p>と記載しており、あたかも「訴え等提起のために郵便事業者に対し、相手方が提出した転居届記載内容等を照会する類型」については、各弁護士会において、特別に、</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>「依頼者は、訴え提起等の法的手続を探ろうとする者である（当会は、照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した。）」</p> <p>旨を照会文書に明記することを求めているように解釈できる。</p> <p>しかしながら、「① 訴え提起等の法的手続を探ろうとする者からの依頼に基づく弁護士会照会」の場合であっても、わざわざ、このような明記を求めるることは迂遠である。</p> <p>なぜならば、前述のとおり、当該事案が「DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であること」は、照会書の「受任事件」及び「申出の理由」を一読すれば、明らかであるからである。</p> <p>現在の報告書案等において、このような文案となっていることは、郵便事業者側において「照会書の内容を担当者において個別に読み込んで、利益衡量について個別に判断することを回避し、責任を弁護士会側に転嫁させるための判断」と推測できるところ、これは、「照会先である郵便事業者側において、利益衡量につき個別判断をすることの放棄」であり、遺憾ながら、これまでの最高裁判決等で述べられている弁護士会制度の趣旨・構造等を正確にご理解いただけているものとは思われない。</p> <p>むしろ、前述のとおり、「弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会のした、照会申出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許されるというべき」（前掲鳥取地裁判決）であることからして、このような「郵便事業者に対する弁護士会照会についての特別な配慮は不要」と考えるべきである。</p> <p><u>したがって、冒頭の「意見1、3」で述べたとおり、「① 訴え提起等の法的手続を探ろうとする者からの依頼に基づく弁護士会照会」の場合であっても、郵便事業者に対する弁護士会照会につき、そもそも特段の書式等の加重は不要とすべきである。</u></p> <p>各地の弁護士会において、そもそも郵便事業者側が懸念している事象も念頭に置いた上で、個別事案につき、弁護士会照会の必要性と相当性があることを個別に判断し、弁護士</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>会照会を実施していることをご理解いただきたい。</p> <p>4 裁判所からの嘱託（民事訴訟法第 186 条、第 226 条）、命令（第 223 条）等について 現在の各ガイドライン案では、「裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第 218 条）」については述べられているが（「3-1-5」等）、民事訴訟法上の裁判所の調査嘱託、文書送付嘱託及び文書提出命令に（同法第 186 条、第 226 条及び第 223 条）については、何ら述べられていない。 郵便事業者においても、これらの手続に対しては当然に応じる趣旨と思われるが、現場での混乱を避けるために、これらについてもガイドライン等に明記しておくことが望ましいと思料する。</p> <p>5 「場合」と「とき」の使い分けについて なお、令和 4 年 1 月 7 日付文化審議会「公用文作成の考え方」 （ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kokugo/hokoku/93657201.html ） の 21 頁にあるとおり、 「前提となる条件が二つある場合には、大きい条件を『場合』で、小さい条件を『とき』で表す。」 のが、公用文の基本的な書き方として、明記されています。 遺憾ながら、今般の報告書案、ガイドライン案においても、このような用法に従った記載とした方がよいと思料いたします。 すなわち、冒頭の「1」で述べたとおり、報告書案の 11 頁「ウ」の冒頭の文章の末尾等は、「場合」ではなく、「とき」と記載すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 7】</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
●郵便局データの活用推進への懸念等について			
5	<p>・ 報告書（案）14ページ、15ページ</p> <p>「委託元は委託先たる日本郵便に対する監督義務等を負い、また、委託先である日本郵便は委託された業務の範囲内で取得した街路データを取り扱わなければならない（委託された業務を遂行するために個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的を通知又は公表しなければならない）。</p> <p>[意見]</p> <p>上記記載の趣旨を確認したい。以下の（1）と（2）のいずれか？</p> <p>（1）街路データにつき利用目的を委託元が通知又は公表した場合であっても、日本郵便は自らが個人情報取扱事業者である以上、委託元による通知又は公表とは別に、当該街路データにつき利用目的を日本郵便は通知又は公表しなければならない</p> <p>（2）街路データにつき委託元が通知し又は公表している場合は、当該街路データにつき利用目的を日本郵便が通知又は公表することは個人情報の保護に関する法律上不要である。しかし、仮に、委託元がその通知又は公表をしていないのであれば、委託元に代わり、日本郵便が通知又は公表をする義務がある</p> <p>[理由]</p> <p>委託元に個人情報の保護に関する法律が適用される場合を考えると、委託元が、日本郵便に対して、街路データの取扱いを「委託」（個人情報の保護に関する法律第25条）した場合、同法第21条に基づき委託元が利用目的の通知又は公表をしている限り、委託元の手足として個人データの取扱いを行うにすぎない委託先が別途利用目的の通知又は公表を行う義務はない、というのが同法の解釈と理解している。</p> <p>そのため、報告書（案）は上記の（2）の趣旨でご記載されたと思われる。しかし、委託元</p>	<p>・ 個人情報取扱事業者たる日本郵便は、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定し（個人情報保護法第17条第1項）、また、当該利用目的を通知又は公表する必要があります（個人情報保護法第21条第1項）。これは、日本郵便が、地方公共団体又は他の個人情報取扱事業者から委託を受けて当該個人情報を取り扱う場合においても同様です。</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>が通知又は公表をしているか否かを問わず、一律に日本郵便に通知又は公表の義務を課すという記載のように当該記載が読めたため、同法の解釈について明確化すべく、意見を具申する次第である。</p> <p style="text-align: center;">【匿名 1】</p>		
6	<p>アドバイザリーボードでは一般市民に分かりにくく、郵便の信頼回復のためには監査委員会もしくは監察委員会とすべきではないだろうかと思います。</p> <p>また、郵便局データの活用については管理デスクでの利用については良く分ります。管理デスクから個々の情報を呼び出した、現場での修正や照会、削除指示などの利用があまり良く分かりにくいと思います。</p> <p>現場端末機での個人情報の非保持化、データ呼び出し回数の制限、現場端末機の GPS などが必要ではないかと思います。</p> <p>また、情報提供の範囲も、人による照会のみ応じる、リスト化した企業検索システムへ入力するなど、一人一人によってその範囲は異なるはずです。大衆に受け入れられた個人情報の利用としては番号案内 104 や信用情報機関 CIC が参考になるかと思います。</p> <p>データの同意をインターネットに限定せずにどのようにとるのかも盛り込むべきです。</p> <p>また郵便局員の不正行為で同意書が提出されデータが知らないうちに利用されていたということも考えられます。</p> <p>データが利用されていること本人にどのようにを通知するのかも検討すべきです。</p> <p>制限区域内への入室について現行 ID パスワード カードキーなどが例としてあげられていますがインターネット上及び電子決済すでに不正アクセスが行われているもので不十分です。</p> <p>磁気カードとありますが、近年の ATM などのカードは偽造防止のために IC に切り替えられています。</p> <p>なので磁気という文言は削除すべきです。</p> <p>代わりにワンタイムパスワードを発行するトークンや QR コードを盛り込むとよいと思いま</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」は、報告書案 24 頁に記載のとおり、「郵便局データ活用ロードマップ」の推進のため、公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たっての助言、郵便分野ガイドラインの解説に追記すべき新たな事項・要望の検討等を行うことを目的としています。 その他いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>す。</p> <p>そして顔認証や指紋静脈などの生体的に本人と認証するシステムが2段階で必要ではないかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
7	<p>○「検討会報告書案」の6頁・20頁目の日本郵便が自社でデジタル地図を構築することは、費用対効果の観点から反対です。すでに、米国Googleが提供するGoogleマップやゼンリン社が提供するゼンリン住宅地図という非常に精度の高いデジタル地図が市販されています。これらの地図以上のものを日本郵便が開発できるとは思えません。無駄な出費になることが目に見えています。この記述を削除してください。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案20頁に記載のとおり、日本郵便は集配業務のために紙媒体の住宅地図を活用していますが、コストの削減、紙媒体地図を使うことのデメリット（新築の建物、新しい道路の更新がされない等）の解消、生産性向上等を目的に、2023年度中を目途に、既存の地図事業者等との連携も視野に、デジタル地図の構築を図ることが検討されていることから、日本郵便の取組として記載しているものです。 	無
8	<p>○「検討会報告書案」の10頁目の国税徴収法に基づく税務調査に協力するために転居届に関する情報を提供することを可能とする記述は削除すべきです。理由は、国税徴収法146条の2の「政府関係機関」に日本郵便が含まれないためです。地方税法には「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）」とはっきり書いていてもかかわらず、国税徴収法にそのような記述がない以上、日本郵便は「政府関係機関」に含まれないはずです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国税徴収法における「政府関係機関」は、特別の法律によって設立され、省庁の監督の元で事業を行う組織も含まれるという解釈であり、日本郵便も該当します。そのため、国税徴収法第146条の2に基づき、日本郵便への協力要請は可 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
		能と考えます。	
9	<p>○「検討会報告書案」14頁・15頁目の日本郵便が空間情報データや空き家データの収集を受託する際に委託元に「個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましい」のではなく、「確認する」とはっきり書くべきです。「望ましい」にすると、参議院議員選挙の選挙活動のために勝手に顧客の情報を違法に流用したこともあるコンプライアンス意識がほとんどない日本郵便は、これを免罪符に利用目的を確認しない可能性が非常に高いからです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般に、個人情報取扱事業者は、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けるにあたり、必ずしも、委託元による個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認する必要はありません。ただし、委託元が個人情報を違法に利用することが窺われる客観的な事情を認識した場合には、委託に先立って、これを確認する必要があると考えられます。 他方、個人情報取扱事業者たる日本郵便は、その公益性の観点も踏まえると、上記事情を認識していない場合であっても、委託に先立って、委託元による個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましいと考えられます。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
		<ul style="list-style-type: none"> ・なお、報告書案 14 頁、15 頁に「（委託された業務を遂行するため個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、…公表しなければならない）」と記載しているとおり、個人情報取扱事業者は、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けるにあたっては、委託業務の内容を確認し、当該委託業務の範囲内で個人データを取り扱う必要があります。 	
10	<p>○「検討会報告書案」22 頁目の転居届に関する情報を提供する際に「受益者による応分の費用負担」を検討するという記述は削除するべきです。理由は、公的な機関が公的な目的のために転居届に関する情報を法に基づき日本郵便に求めている以上、照会者が費用を負担するという性質に馴染まないことは明白だからです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供に当たっては、継続して適切な対応を行うためには、日本郵便において改めて体制を整える必要がありますが、日本郵便による情報提供に必要な経費を照会者側が負担することは問題ないと考えています。なお、運用体制の構築に当たり、必要に応じて費用負担について検討する旨を記載しているものであり、この記載をもって照会者側に費用の負担を求めることとする趣旨ではありません。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
11	<p>＜概要＞</p> <p>日本郵便・日本郵政グループが街頭データやデジタル地図等の個人データを地方自治体や地図業者等に販売・第三者提供などすることは、個人情報保護法違反のおそれが高く、また、総務省の本報告書が提言している情報銀行等さまざまなデータビジネスも個人情報保護法、郵便法、保険業法、銀行法、憲法などとの関係で違法・違憲のおそれが強い。</p> <p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）13頁4.（2）ア、同報告書（案）6頁力、同報告書（案）15頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分</p> <p>＜意見＞</p> <p>地方公共団体や地図会社等に日本郵便が収集した公道の街路データ・外観データ・空き家情報やデジタル地図などの情報を販売・第三者提供することであるが、2022年4月に施行された個人情報保護法は「二重オプトアウトの禁止」を明示している（個人情報保護法27条2項ただし書き、佐脇紀代志『一問一答令和2年改正個人情報保護法』48頁参照）。</p> <p>この点、表札等や人物等が映り込んでいない街頭データ・外観データ・空き家情報であっても、日本郵便が保有する配達原簿システムなどの国民・住民の居宅の住所データベースを照会すれば、街頭データに居住する特定の個人を容易に照合できるのであるから、個人の居宅などが写っている街頭データも個人情報・個人データである（個人情報保護法2条1項1号、16条3項）。</p> <p>また、一般の地図会社はオプトアウト方式で本人同意をとり地図を作製していることを考えると、日本郵政グループも同様にオプトアウト方式により街頭データ・外観データ・空き家情報や「デジタル地図」等を収集・作成すると思われ、日本郵政がオプトアウト方式で作成した街頭データやデジタル地図等の個人データを地図会社が購入などすることは、個人情報の第三者提供のオプトアウトに該当し、「二重オプトアウト」（個人情報保護法23条2項ただし書き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭データやデジタル地図等の個人データの取り扱いについては、本報告書案においては、地方公共団体等からの委託を受けて受託調査業務を行う場合の取り扱い（13頁～16頁）について記述しているほか、「郵便局データ活用ロードマップ」として日本郵政グループの信頼回復やデータガバナンス体制の強化とあわせて、2023年度中をめどに自社でデジタル地図の構築を図ることや、中長期的（2024年度までをめど）に他のシステムと連携して社内外に活用可能なプラットフォームを構築していくことや、スマートシティを含む公的要請に応えるデータ活用を推進していくこと等としており、不当にプライバシーを侵害する情報や信書の秘密に抵触する情報、郵便局内のカメラ画像といった情報を第三者に販売・提供することは想定していません。 ・なお、総務省においても、「郵便 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>に該当してしまうので、地図会社などは日本郵政のデジタル地図の個人データを購入することは違法となる。</p> <p>そのため、本報告書13頁が提言している、日本郵政が郵便配達員などの目視やバイク、ドローンなどに設置されたカメラ・センサーなどの情報から居住者情報などの個人データの添付されたデジタル地図や街頭データ等を収集・作製し、地方自治体や地図会社などに販売・第三者提供しようというスキームは個人情報保護法との関係で違法であり許容されない（なお本報告書案は本スキームを「委託」と整理しているようであるが、「委託」とは委託元の事業者が保有する個人情報をIT企業にPCにデータ入力させるような、委託元ができる範囲の事柄を委託するスキームを指すのであり、街頭データの提供やデジタル地図のデータの提供などは委託ではなく第三者提供であると考えられる。）。</p> <p>さらに、GPS検査事件判決（最高裁平成29年3月15日判決）は、公道上の情報であっても継続的・網羅的に収集される場合にはプライバシー権の侵害となるとしていることから、郵便局の配達車やバイクなどの車載カメラやドローン、配達員の目視などによる継続的・網羅的な住民・国民の居宅の居住データやデジタル地図の収集・作成はプライバシー権との関係で違法の危険性があり慎重な検討がなされるべきである（民法709条、憲法13条、憲法35条）。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」を創設し、日本郵政グループにおけるデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップを行っていくこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便が地方公共団体や地図会社から委託を受けてデータ取得等の調査業務を行う場合、個人データの取扱いの委託先たる日本郵便は、その委託元たる地方公共団体や地図会社に代わって取得した個人データについて、本人同意を得ることなく、当該委託元に対して提供可能です（個人情報保護法第27条第5項第1号）。 ・報告書案13頁～16頁には、日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データ等を取得する場合において、カメラ画像等を取り扱う場合には、個人情報保護法、郵便法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシー等に十分配慮することが求められることを記載し 	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
		ています。また、報告書案 16 頁は、カメラ画像等の取扱いにおけるプライバシー保護の取組例を記載しています。	
12	<p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）13 頁 4.（2）ア、同報告書（案）6 頁力、同報告書（案）15 頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21 頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分</p> <p>＜意見＞</p> <p>地方公共団体や地図会社等に日本郵便が収集した公道上の街頭データ・街路データ・外観データ・空き家情報やデジタル地図などの情報を販売・第三者提供することであるが、郵便法 8 条および憲法 21 条 2 項の定める「通信の秘密」・「信書の秘密」との関係で違法・違憲であり許容されないと考えられる。</p> <p>なぜなら「通信の秘密」とは通信内容・信書の内容そのものだけでなく、通信の送信者・受信者、宛先、電話番号、住所、通信の個数や通信日時、通信の有無などの「通信の外形的事項」も含まれると解されている（曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説 第 2 版』53 頁、大阪高裁昭和 41 年 2 月 26 日判決、賽原隆志『新・判例ハンドブック情報法』（宍戸常寿編）140 頁）。郵便配達車やバイク等の車載カメラやドローン、郵便配達員などにより収集される街頭データやデジタル地図にはそれら通信の外形的事項も混入されざるを得ないから、それらの通信の秘密や信書の秘密に関する情報・データを地方自治体や地図業者などに第三者提供・販売等することは郵便法 8 条・憲法 21 条 2 項との関係で違法・違憲であり許容されない。</p> <p style="text-align: right;">【個人 9】</p>	<p>・報告書案 14 頁～16 頁では、郵便法第 8 条第 1 項により、会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならないとしており、信書の秘密には、個々の信書の送達の事実も含むため、日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データ等を取得する場合において、日本郵便は街路データ等の取得に当たっては、委託元が信書の秘密を取得することとならないよう措置した上で委託元に納品する必要がある旨記載しています。</p>	無
13	<p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）13 頁 4.（2）</p>	<p>・報告書案 13 頁～16 頁では、日本郵便が地方公共団体や地図会社か</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>ア、同報告書（案）6頁力、同報告書（案）15頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分</p> <p>＜意見＞</p> <p>地方公共団体や地図会社等に日本郵便が収集した公道上の街頭データ・街路データ・外観データ・空き家情報やデジタル地図などの情報を販売・第三者提供するとのことであるが、かりに地方自治体などと日本郵便との関係を個人情報保護法における「委託」（法27条5項1号）と整理した場合、いわゆる「委託の「混ぜるな危険」の問題」の規制があるため（令和2年改正の個人情報保護法ガイドライン QA15-18（2022年4月より施行）、田中浩之・北山昇「個人データ取扱いにおける「委託」の範囲」『ビジネス法務』2020年8月号29頁、田中浩之・北山昇『令和2年改正個人情報保護法 Q&A』182頁）、日本郵便は地方自治体等の委託元から委託された範囲の個人データを収集・利用できるにとどまる。そのため、日本郵便は委託元ごとに街頭データやデジタル地図等を分別管理する必要があり、それらの複数のデータを「混ぜて」利用することは違法であり許容されない（法27条5項1号）。また同様に日本郵便が、委託元から預かった個人データを自社が保有する個人データと名寄せ・突合して分析や加工などをした個人データを委託元に渡すなどの業務を行うことも違法であり許容されない。（「委託の「混ぜるな危険」の問題」を回避するためには、原則に戻り、日本の全国民のオプトイン方式による事前の個別の同意が必要である（法27条1項））。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>ら委託を受けてデータ取得等の調査業務を行う場合を想定しています。かかる場合、個人データの取扱いの委託先たる日本郵便は、その委託元たる地方公共団体や地図会社に代わって取得した個人データについて、本人同意を得ることなく、当該委託元に対して提供可能です（個人情報保護法第27条第5項第1号）</p> <p>・個人データの取扱いの委託において、委託先は、委託元に代わって取得した個人データを、委託先が独自に（委託業務と関係なく）取得した個人データや、他の委託元に代わって取得した個人データと突合することはできません。</p>	
14	<p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）15頁ア</p> <p>＜意見＞</p> <p>総務省・経産省の「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」の遵守が提言されているが、カメラ画像の利用に関する事柄であり、郵便局のカメラは商用カメラだけではなく防犯カメラも存在するため、個人情報保護委員会で現在審議中の「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像</p>	<p>・本報告書案は、日本郵便がデータ収集のために郵便局の防犯カメラを活用することを想定しております。</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>利用に関する有識者検討会」の作成する報告書やガイドライン等も遵守すべき旨を追記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>		
15	<p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）24頁の「情報銀行」の部分</p> <p>＜意見＞</p> <p>郵便局の配達員などが配達業務に関連して目視や配送バイクに設置されたカメラ、ドローンのカメラなどで収集された顧客の個人情報・個人データを顧客本人の同意なく情報銀行や「デジタル地図」などに利用することは（あるいはオプトアウト方式の本人同意により利用することは）、本人同意なしに個人情報の目的外利用を禁止し、また第三者提供を禁止する個人情報保護法に抵触する違法なものであるだけでなく（法19条、27条1項）、郵便法8条や憲法21条2項の規定する「信書の秘密」「通信の秘密」や国民のプライバシー権（民法709条、憲法13条）をも侵害する違法・違憲のおそれがあり、許容されないのでないか。</p> <p>また、日本郵政グループのかんぽ生命は生命保険の引き受けの告知や保険金・給付金支払い業務のために、国民の被保険者の医療データ・傷病データ・職業データ等を収集・保存しており、ゆうちょ銀行は国民・顧客の金融資産情報を保有しているが、それらのセンシティブな要配慮個人情報や機微な情報を「情報銀行」に利活用することは、金融庁の「金融分野の個人情報保護に関するガイドライン」第5条（機微（センシティブ）情報）が「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないことと」を利用目的を限定列挙している規定に違反し許容されないのでないか。</p> <p>さらに、日本郵政グループが保有するセンシティブ情報・要配慮個人情報・金融資産などに関する機微情報を情報銀行に利活用することは、本人の明確な同意がないままに銀行など金融機関が保有するセンシティブ情報を保険営業に利用することを禁止する、保険業法や銀行法が定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案24頁のとおり、日本郵政・日本郵便において、情報銀行や、パーソナルデータを利用したビジネスなど、より積極的・本格的データビジネスについては、信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図り、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図ることとしています。 ・総務省においても、「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」を創設し、日本郵政グループにおけるデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップを行っていくこととしています。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>める「銀行窓販規制」に抵触し許容されないのではないか（保険業法 300 条 1 項 9 号、同施行規則 212 条 3 項 1 号等、中原健夫・山本啓太・関秀忠・岡本大毅『保険業務のコンプライアンス 第 4 版』260 頁、経済法令研究会『保険コンプライアンスの実務』227 頁）。</p> <p style="text-align: right;">【個人 9】</p>		
16	<p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）24 頁の「データビジネスの段階的な展開」の部分、同報告書（案）13 頁 4.（2）ア、同報告書（案）6 頁カ、同報告書（案）15 頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21 頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分</p> <p>＜意見＞</p> <p>日本郵政グループが情報銀行など、郵便局データなどの「データビジネスの段階的な展開」を実施することは、日本郵便が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者（法 16 条 2 項）となることである。すなわち、郵便局・日本郵便に信書や郵便物などの配達を委託する全国の中小企業を含む法人（個人情報取扱事業者）は、日本郵便に対して安全管理措置に関する「委託先の監督」（法 25 条）を実施することが法的に要求され、郵便物の配達の委託に際して日本郵便が十分な安全管理措置を講じているか事前のチェックや年 1 回の立入検査の実施、業務委託契約書の締結、秘密保持契約書の締結などが法的に要求されることになるが、これは現実的ではない。日本郵便は「データビジネスの段階的な展開」を実施するとの計画は撤回し、郵便事業に専念すべきである。（産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター主任研究員の高木浩光氏の「郵便事業がコモンキャリアを逸脱すれば郵便物を差し出す事業者が個人情報保護法に抵触する」『高木浩光@自宅の日記』https://takagi-hiromitsu.jp/diary/20210712.html 参照。）日本郵便が本業たる郵便事業だけでは経営が成り立たず、「データビジネス」という「副業」を行う必要があるということは、「郵政民営化」は失敗したということであり、国民の信書の自由（憲法 21 条 2 項）の基本的人権のための郵便</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見として承ります。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>局・日本郵便の事業は再び国が運営すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>		
17	<p>＜該当箇所＞</p> <p>郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）21頁の「スマートシティ」の部分</p> <p>＜意見＞</p> <p>「スマートシティ」（「デジタル田園都市構想」）は、当該地域の行政、商業施設、学校、医療機関などの個人データを収集し、住民の「共通ID」を基にそれらの個人データを整合・名寄せ・分析・加工し、行政・民間・病院・学校などがそれらの個人データを共有するスキームであるが、これは個人情報保護法17条（利用目的の特定）やOECD8原則の「1. 目的明確化の原則（Purpose Specification Principle）」の背景となっている「個人データの必要最低限度の原則」に反しており、許容されない。</p> <p>海外の例をみても、中国など国家主義諸国においては一定の実績があるものの、国民の個人の尊重と基本的人権を重視する西側自由主義諸国では失敗している。そのため、公的機関である日本郵便や日本郵政がスマートシティ構想に参加することは控えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見として承ります。 	無
18	<p>デジタル地図・郵便法に基づくデータ活用の制限と公的機関等へのデータ提供については賛成しかねます。</p> <p>そもそも個人情報保護法は仮名加工情報の第三者提供を禁止しています。</p> <p>郵便配達原簿には、「配達に必須の情報」・「円滑な配達の為の情報」を個人の同意を得ずに収集し、データのシステム上に登録・更新しているようですが、郵便事業で得たこのような情報を提供することには賛成できません。</p> <p>なお、GPS捜査事件判決は、公道上であっても継続的・網羅的な情報の収集はプライバシー侵害になると判断しています（最高裁平成29年3月15日）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮名加工情報の第三者提供は原則として禁止されていますが、報告書案（7頁～12頁、13頁～16頁）は、日本郵便が仮名加工情報を作成してこれを地方公共団体等に提供することを想定するものではありません。 ・報告書案13頁～16頁には、日本 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>また、郵便局の配達員などが配達業務に関連して目視やカメラ・センサーなどで収集することになった場合、配慮するとはいえ、憲法 21 条 2 項や郵便法の「通信の秘密」や、住民のプライバシー（民法 709 条、憲法 13 条）の侵害される恐れが無いとは言えません。</p> <p>さらに言えば、日本郵政の不祥事に対する、姿勢についても疑問を持たざるを得ません。</p> <p>1) 2021 年 12 月 15 日には、郵便局で投資信託などの取引を行った顧客の個人情報が記載された書類の紛失が見つかった問題で、全国 6565 の郵便局で延べ 29 万人分の紛失を確認したと発表した。誤って廃棄とあるが、法令に基づく 7 年の保存義務を満たさず紛失した書類も含まれており、情報の管理体制に疑問を持たざるを得ない。</p> <p>2) 2022 年 1 月 21 日には、1300 人超えの顧客情報の流出と不正利用があったとのこと。</p> <p>顧客情報を局長会に「社外提供」したり、戸別訪問や電話での勧誘、名簿づくりに「目的外使用」するなど、個人情報保護法が禁じる目的外利用にあたる疑いもあったという。</p> <p>このような問題があるにもかかわらず、総務省が個人情報の利活用の推進を加速させることは反対いたします。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 5】</p>	<p>郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データ等を取得する場合において、カメラ画像等を取り扱う場合には、個人情報保護法、郵便法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシー等に十分配慮することが求められることを記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼回復については、2022 年 2 月に設置した「郵政行政モニタリング会合」における助言も踏まえつつ、2021 年 8 月に策定した監督指針に基づき、日本郵政・日本郵便の信頼の回復に向けた監督を適確に実施してまいります。 	
<p>●公正競争への配慮について</p>			
19	<p><該当箇所></p> <p>検討会報告書（案）22 頁</p> <p>5 郵便局データ活用推進ロードマップ</p> <p>（6）データを活用した新規ビジネスの段階的展開</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>○ 日本郵政グループは、まずは、信頼の回復に努め、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積むべきである。情報銀行等データプラットフォーマーとしての本格的なデータビジネスについて</p>	<p>・日本郵政グループが自らのビジネス上の判断で他社と提携していく中で競争市場に与える影響について注視していくことが適當だと考えます。</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>は、こうした実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましい。</p> <p>＜意見＞</p> <p>郵便局データの活用とそれによる革新的なサービスの提供の促進は重要であり、そのコミットメントとして「郵便局データ活用推進ロードマップ」が示されたことには意義があると考えます。なお、日本郵政グループが公的な性格を有することを踏まえれば、データの利活用にあたっては公平性・公正性の確保が必要であり、「法令上の制約や社会的受容性」に加えて「公正競争環境への影響」についても確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
20	<p>＜該当箇所＞</p> <p>検討会報告書（案）17頁以降・別添</p> <p>5 郵便局データ活用推進ロードマップ</p> <p>＜意見＞</p> <p>日本郵政グループ殿に関しては、傘下の日本郵政株式会社殿が政府による株式保有義務を有する特殊な企業であること、日本郵便株式会社殿は本報告書（案）にもあるとおり「郵便の業務を業として行うことが法定された唯一の事業体」であること等から、一般の民間企業とは異なる特殊な企業体であり、郵便局データ活用の推進にあたっては民間企業間の公正競争環境に影響を与えないよう留意が必要と考えます。</p> <p>具体的には、日本郵政グループ殿は国営時代から引き継ぐものも含む規模の大きい資産や顧客基盤を有する等の競争上の優位性を有し、日本郵政グループが郵便業等を通じて取得したデータの利活用の内容・方法によっては民間企業間の公正競争環境への影響が懸念されることから、今後の取組の中で特定の企業との協業または他企業へのデータ提供等が行われる場合は、協業先またはデータ提供先の市場における競争環境への配慮が必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政グループの持つ公的な性格に鑑みれば、特定の企業を不当に優先または優遇することのないようにする必要があります。 ・その上で、日本郵政グループが自らのビジネス上の判断で他社と提携していく中で競争市場に与える影響について注視していくことが適当だと考えます。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>この点、「「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告（案）に対する意見及びその考え方」（デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会（第8回）：2021年7月20日）の「考え方8」において、「日本郵政グループの持つ公的な性格に鑑みれば、特定の企業を不当に優先または優遇することが不適当」「日本郵政グループが自らのビジネス上の判断で他社と提携していく中で競争市場に与える影響について注視していくことが適当」と示されているところであり、今後の郵便局データ活用の推進にあたってはこれらを踏まえるべきところ、本報告書（案）においてはこれらの考え方方が明確に言及されていないことから、以下のとおり追記を要望します。</p> <p>【追記文案】</p> <p>5 郵便局データ活用推進ロードマップ</p> <p>(6) データを活用した新規ビジネスの段階的展開</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>○ 日本郵政グループは、まずは、信頼の回復に努め、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積むべきである。情報銀行等データプラットフォーマーとしての本格的なデータビジネスについては、こうした実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性【及び公正競争環境への影響】を確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましい。</p> <p>イ 日本郵政・日本郵便の取組</p> <p>③データビジネスの段階的な展開</p> <p>○ 情報銀行や、パーソナルデータを利用したビジネスなど、より積極的・本格的データビジネスについては、信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図り、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積みつつ、法令上の制約や社会的</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>受容性【及び公正競争環境への影響】を確認しながら、段階的に展開を図る。</p> <p>別添 郵便局データ活用推進ロードマップ（案）</p> <p>新規ビジネスの段階的展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格的なデータビジネスは法令上の制約や社会的受容性【及び公正競争環境への影響】を確認しながら段階的に展開。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
●その他			
21	<p>国半端ないって。郵政民営化なったって。せやのにめっちゃ言ってくるもん。そんなん民間企業に言う事できひんやん普通。</p> <p>もっと民間として自由に活動したいなら、国の言う事なんて聞いてたら駄目じゃない。</p> <p>自己判断、投資、あと海外展開、日本脱出だよね。</p> <p>だから国なんかあてにしちゃ駄目よ。</p> <p>あてにするから失敗した時に、責任の所在がはっきりしないわけで、不満が出るわけでしょ。</p> <p>「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（案）</p> <p>5 ページ「テレマティクス端末D c a t」</p> <p>6 ページ「テレマティクス端末 Dcat」</p> <p>全角と半角の違いは？ないんだな、それが。そうとしか思えない。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・英字の表記を統一します。 	有
22	<p>報告書の 17 ページの 15 行目「令和元年」と、同 32 行目「2022 年」とは、和暦か西暦のどちらかに統一したほうが時系列の理解が容易になる。</p> <p style="text-align: right;">【個人 5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表記を統一します。 	有
23	<p>＜該当箇所＞</p> <p>（報告書（案）複数記載あり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の箇所は、日本郵便の配達総合情報システム上のデータが高 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>配達総合情報システム上のデータは高セキュリティな社内サーバーで管理されている。</p> <p>＜意見＞</p> <p>記述案（【】を追記修正）</p> <p>配達総合情報システム上のデータは【、セキュリティが担保されるポリシーのもと、安全に運用されている。（例：高セキュリティな社内サーバーで管理）】</p> <p>＜理由＞</p> <p>社内であれば安全というように読み取れます、「高セキュリティな社内サーバー」は手段の一つであり、セキュリティが担保されるポリシーのもと、運用している事が重要だと思われます。</p> <p>利活用の推進、とりわけ社外で活用するにあたって、そのポリシー、運用をどのように活かすかが重要と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>セキュリティな社内サーバーで管理されている旨を事実として記載しているものです。</p>	
24	<p>＜該当箇所＞</p> <p>検討会報告書（案）16頁</p> <p>（プライバシー保護との関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カメラ画像等の取扱いにおけるプライバシー保護の取組例として、以下の事項を郵便分野ガイドラインの解説に記載することが適当と判断した。 <ul style="list-style-type: none"> ・街路データの取得のため撮影する際は、カメラの高さを人の目線の高さよりも下にするなど、人物の顔、住宅の表札など、個人を特定しうる情報が撮影されないように配慮する。 ・自身に係る情報の取得を望まない場合や、撮影後に街路データに係る画像・映像を削除して欲しい場合などに対応できるよう、手続を整備し、専任の担当者や窓口を設けるなど丁寧に対応する。 ・撮影場所は公道に限り、私道・私有地を走行した街路データを取得することがないように配慮する。 ・カメラ画像について、プライバシーリスクに配慮し、安全管理措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・画像処理については、報告書案14頁において、日本郵便が、地方公共団体等から委託を受けて、街路データ等を取得する場合、委託元が信書の秘密を取得することとなるよう措置した上で委託元に納品する必要があり、例えばプローブデータから調査した日付情報を削除することや、個人が特定できないレベルまで解像度を落とす、人物領域をアイコン化するなど、カメラ画像から個々の信書の送達の事実が一見して明らかになるよ 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p><意見></p> <p>記述案（【】を追記修正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路データの取得のため撮影する際は、カメラの高さを人の目線の高さよりも下にするなど、人物の顔、住宅の表札など、個人を特定しうる情報が撮影されないように配慮【したり、撮影データに対し個人情報がわからない様に画像処理による加工などを施す。】 ・カメラ画像について、プライバシーリスクに配慮し、【個人情報がわからない様に画像処理により加工するなどの】安全管理措置を講ずる。 <p>【・個人情報が映りこまない場合、その画像含め、利活用は問題ないものとする。(例：路面、公共建築物等)】</p> <p><理由></p> <p>撮影時に写りこまないことを前提とされていますが、写りこんだものを画像処理により匿名化・除去 等の加工をすることも、プライバシー保護の手段として考慮した方が良いと考えます。</p> <p>事例として、グーグルストリートビューなども人物の顔部分、車のナンバープレートなどをぼかす処理をする事でこれに対応しています。</p> <p>また、もとのデータは個人情報が入っていたとしても、これを匿名加工してデータ化したものや、車からのカメラ画像を分析して道路の損傷状況見える化したもの等、そもそも個人情報が映りこまない物については、プライバシー保護と関係がないものとして利活用可能であることを明示した方が、「注意して実施すべき活用形態」と、「そもそも活用形態として全く問題がないもの」が明確となり、活用の推進に繋がると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>うな情報を加工する旨記載しています。</p>	
25	<p><該当箇所></p> <p>検討会報告書（案）17頁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局データ活用の推進に関して賛同の御意見として承ります。 	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>(2) 郵便局データ活用に向けた信頼の回復</p> <p><意見></p> <p>データを活用するにあたって、信頼を回復してから、というニュアンスが強いように感じられます、郵政グループの保有するデータの公共性・社会的価値の高さを考えるに、活用を遅らせる事は日本社会において機会損失になる可能性もあると考えます。</p> <p>セキュリティに関する現状のポリシー、運用をベースに、報告書（案）9頁以降に示された、ア、イ、ウなど十分に配慮されているシーン、及び社内業務の改善や自治体等公的機関連携の観点で具体的なユースケースを定め、クローズドな環境でこれを試行しながら活用範囲を広げていくことが有効と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>		

●「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第3号）の解説」改正案について

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
26	<p>該当箇所</p> <p>3－3 個人情報の取得について</p> <p>3－3－1 適正取得（第7条第1項関係）</p> <p>○【信書便事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 （事例1）の初めに、「十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を家族の同意なく取得する場合」と記述されていることについて賛同するものである。ただし、十分な判断能力を有していない子供や障害者とする表記でなく明確に範囲を明示したほうが良いのではないかと思います。 例えば、障害者の外に高齢者等とするものである。障害者は認知症の高齢者及び若年認知症患者も含まれるので明記した方が良い。 その理由について、情報取得行為を規制（禁止）するのであるから法律要件（対象範囲）はできるだけ明確にすべきと考えるためです。 判断能力が十分でないものから個人情報を取得することは不正取得に該当するので、子供であるか否か成人だとしても事理の弁識力が十分かどうかについて、慎重に判断した上で個人情報を取得しなければならないことになる。認知症患者が2020年は602万人（17%）2025年は675万人（19%）2030年は744万人（21%）に増加すると厚生労働省が推定しているように、若年認知症患者を除けば残りは高齢者が占めるものと思う。 従って、十分な判断能力を有しない者の中に認知症患者の高齢者等が存在しているので、明記した方が分かりやすく妥当と思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>・御指摘の箇所は、【信書便事業者が不正の手段により個人情報を取得した事例】の一例を取り上げたものであり、対象をこれに限定する趣旨はありません。個別の事案毎の判断となりますが、御指摘いただいたような十分な判断能力を有していない認知症患者の方から同様の形で個人情報を取得する場合も、信書便 GL 第7条第1項に違反するものと考えられます。</p> <p>したがって、ガイドラインの解説自体は原案どおりとさせていただきますが、上記の旨をここで明記させていただきました。</p>	無